

「チョイソコかかみがはら」運行事業仕様書

1. 業務の概要

AI 運行システムを活用し、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業を行う。

2. 運行期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日

3. サービスの概要

運行方法	予約に応じて発車する一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）
運行日時	平日8:00～16:00 ※土日祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は運休 ダイヤは設定せず、運行時間内は、利用20分前までの予約により利用できるものとする。
乗降場所	あらかじめ設定された停留所

4. 運行エリア、停留所および運行車両数

運行するエリア、停留所数および運行する車両数は下表のとおりとする。ただし、協議の上、各務原市地域公共交通会議に諮り、必要に応じて変更することができるものとする。

エリア名 (乗降停留所数)	運行エリア町丁目	運行 車両数
鵜沼南エリア① 鵜沼南エリア② (80箇所)	鵜沼小伊木町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目 鵜沼大伊木町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目 鵜沼丸子町1丁目・2丁目・3丁目 鵜沼朝日町2丁目・3丁目・4丁目・5丁目 鵜沼各務原町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目・8丁目・9丁目 鵜沼西町3丁目・4丁目 鵜沼古市場町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目 鵜沼南町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目 鵜沼小伊木町4丁目 鵜沼羽場町3丁目・6丁目・7丁目・8丁目	2台
須衛・各務・八木山 エリア (76箇所)	須衛、稲田・地獄洞・太田・天狗谷 須衛町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目・8丁目	2台

	テクノプラザ1丁目・2丁目・3丁目・4丁目 各務おがせ町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目・8丁目・9丁目 各務山の前町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目 各務東町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目 各務船山町1丁目・2丁目・3丁目 各務西町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目 鵜沼羽場町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目 鵜沼各務原町1丁目・5丁目 鵜沼三ツ池町1丁目 蘇原新生町2丁目 鵜沼西町1丁目 松が丘1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目 つつじが丘1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目・8丁目 鵜沼東町1丁目	
--	---	--

※停留所数は令和7年7月31日時点の設置数。

5. 使用車両

乗客定員4名以上の普通車を基本とし、使用する車両は、事業者が準備するものとする。

運行に当たっては、市が支給する指定のマグネットシートを各車両に備え、予約状況に応じて最適な車両がデマンド運行を行うものとする。なお、運行への支障がなければ、運行途中での車両や運転手の交代、道路運送法の許認可の範囲内で一般乗用旅客自動車運送と併用した運行を実施して構わないものとする。

6. 運賃

基本運賃は大人（中学生以上）1乗車400円または600円とする。

割引運賃は下表のとおりとする。回数券等は発行しない。他割引券等の利用は不可とする。

利用者の区分	割引運賃
- 小学生（6～12歳） - 高齢者（満65歳以上） - 身体障がい者手帳所持者のうち第1種身体障がい者およびその介護者（1名） - 身体障がい者手帳所持者のうち第2種身体障がい者 - 療育手帳所持者のうち第1種知的障がい者およびその介護者（1名） - 療育手帳所持者のうち第2種知的障がい者 - 精神障がい者保健福祉手帳所持者およびその介護者（1名）	半額 （200円 または 300円）
未就学児	無料

7. 運賃の取扱

- (1) 運賃は利用者の降車時に事業者が収受する。
- (2) 収受に要する釣銭は事業者が用意する。
- (3) 事業者は、決裁端末を用意し、全国相互利用可能な交通系 I C カードでの支払いに対応すること。
- (4) 事業者は利用者から収受した運賃について、運行日および便ごとに記録を作成した上で事業者の責任の上で適切に管理する。

8. ふれあいバス乗り継ぎ券

- (1) 事業者は、ふれあいバスに乗り継ぐ方にのみ、市が支給するふれあいバス乗り継ぎ券を渡すこととする。
- (2) 追加の乗り継ぎ券は、適宜、市から渡すものとし、事業者は適切に管理する。
- (3) 乗り継ぎ券は、ふれあいバスでのみ利用可とし、他の公共交通機関での利用は不可とする。

9. 運行記録

- (1) 月報で、運行日数、運賃収入額を集計する。
- (2) 市が行う補助金申請や各種照会に対して、運行実績の報告等、書類作成に協力する。

10. 事故等の報告

本業務中において、事故等緊急事態が発生した時は速やかに市へ報告し、事業者の責任および負担とし適切に処理すること。

11. 損害賠償責任

事故、故障等による自動車の破損、その他運転者の行為により人身、財物等に損害を与えたときは、原因の如何に関わらず事業者の責任とする。

12. 協議、意見交換会の場

本業務の実施期間中、次の事項を協議、意見交換する場を設置できるものとする。

- (1) 業務実績に関する事項
- (2) 安全管理、車両管理に関する事項
- (3) 苦情、要望事項
- (4) 運行方法等に対する改善提言に関する事項
- (5) その他必要事項

13. 関係法令の遵守

本業務の履行に関し、道路運送法、その他の関係法令を遵守すること。

14. 暴力団等による不当介入に対する対応について

- (1) 事業参画に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係および社会通念等に照らして合理

的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は三者協定に基づく事業の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長および各務原警察署長へ通報しなければならない。

- (2) 事業者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、三者協定書に基づき協議を行うものとする。

15. その他

- (1) 本仕様書に基づき運行する「鵜沼南エリア①および鵜沼南エリア②」並びに「須衛・各務・八木山エリア」の運行内容の変更や改正が発生する場合には、市と事業者間での調整の上、実施するものとする。
- (2) 本仕様書に定めなき事項又は疑義を生じた事項については、協定を締結する市、株式会社アイシンとの協議の上、誠意をもってその解決にあたるものとする。